

うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 業務名

うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務

2. 業務の目的、概要

別紙「うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務特記仕様書」のとおり

3. 委託事業者の選定方法

公募型プロポーザル方式

4. 契約期間

契約締結日から令和10年3月31日まで

5. 委託上限金額

16,926,000円(消費税及び地方消費税を含む)とする。

6. 参加資格要件等

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者でないこと。

イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更正手続開始の申し立てが成されていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく更正手続開始の申し立てがなされていない者であること。

ウ 福岡県内に本店、もしくは支店・営業所等を有し、かつ令和8年度うきは市競争入札参加資格名簿に掲載されている者であること。但し、未登録の者においては、令和8年10月7日(水)までに登録手続きを完了すること。

エ この公告の日から提案書の提出期限までの間に、うきは市指名停止等措置要綱(平成17年3月20日告示第74号)に基づく指名停止を現に受けていないこと。

オ 国税、都道府県税及び市区町村税の滞納がないこと。

カ 暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者で、明らかに請負者として不適当であると認められる者ではないこと。

キ 企業の実績として、過去10年間にて以下の同種業務実績を有すること。

自治体における環境基本計画、水環境保全計画、地下水保全・利活用計画の策定業務

ク 管理技術者は、過去10年間にて以下の業務実績を有している者であること。

自治体における環境基本計画、水環境保全計画、地下水保全・利活用計画の策定業務

ケ 管理技術者は、以下の資格を有している者であること。

技術士(環境部門 または 応用理学部門)

7. プロポーザル実施スケジュール

本プロポーザルは、以下のスケジュールで実施する。

	内 容	日 程
1	公告(公募開始)	令和8年9月24日(木)
2	参加表明書提出期日	令和8年10月8日(木)
3	書類審査及び審査結果通知	令和8年10月13日(火)(予定)
4	技術提案書作成に伴う質問受付期間	公募開始日から令和8年10月13日(火) 正午まで
5	質問回答期日	令和8年10月15日(木)
6	技術提案書及び見積書提出期日	令和8年10月22日(木)
7	プレゼンテーション審査	令和8年10月26日(月)(予定)
8	審査結果通知	令和8年11月上旬(予定)
9	業務委託契約締結	令和8年11月上旬(予定)

※提出期日の締切時間は、いずれも午後5時とする。(4を除く。)

8. 参加申込み

本プロポーザルに参加を希望する者は、次に定める参加表明書等を提出すること。

(1)提出書類(正本 各1部)

- ・参加表明書(様式1-1)
- ・上記の添付書類(様式1-2~1-5)
- ・その他必要な書類

(2)提出期限

令和8年10月8日(木)午後5時まで

(3)提出方法

持参(土、日及び祝日を除く)又は書留による郵送
郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

9. 質問の受付と回答

本プロポーザルに係る質問がある場合は、次に定める質問書を提出すること。

なお、質問及び回答の方法は次のとおりとする。

(1)提出書類

- ・質問書(様式2)

(2)提出期限

令和8年10月13日(火)正午まで

(期限を過ぎて提出された質問には回答致しません。)

(3)提出方法

電子メールによる(jyougesui@city.ukiha.lg.jp)

(4)回答方法

令和8年10月15日(木)に、市ホームページに掲載する。

10. 技術提案書及び見積書の提出

(1)特定テーマ

・別紙「うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務 公募型プロポーザル審査基準」のとおりに。

(2)提出書類(正本 各1部、副本 各9部)

- ・技術提案書(様式3-1~3-4)
- ・技術提案書に付属して作成した書類(任意様式)
- ・価格提案書(様式4)
- ・内訳書(任意様式)

(3)提出期限

令和8年10月22日(木)午後5時まで

(4)提出方法

持参(土、日及び祝日を除く)又は書留による郵送
郵送の場合は、提出期限までに必着すること。

11. 審査方法及び審査結果

「うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会」(以下「委員会」という。)において、参加者から提出された書類や提案事業の内容について、下記のとおりに審査を行う。なお、「うきは市の地下水を守り育む基本計画策定業務公募型プロポーザル審査委員会」設置要綱によるものとする。

(1)書類審査・審査結果

- ・書類審査は、本実施要領の6. 参加資格要件等について、条件を満たしているか審査を行う。
- ・条件を満たしている者を合格者とし、参加表明書提出者に審査結果を通知する。なお、参加表明が多数の場合は、参加表明者の経験及び能力審査の上位4者程度を合格者とする。
- ・書類審査結果の通知は、令和8年10月13日(火)(予定)とする。

(2) プレゼンテーション審査・審査結果

- ・書類審査の合格者は、令和8年10月26日(月)(予定)にプレゼンテーション審査をうきは市役所にて実施する。
- ・プレゼンテーションは、1者30分(提案20分程度、質疑応答10分程度)程度を予定する。事前に提出した技術提案書の内容に沿った資料であれば、当日での追加資料の提出は認める。ただし、事前に提出した技術提案書の内容以外の提案については、審査対象としない。
- ・出席者は4名以内とし、説明にパソコン等を用いる場合は、各者で準備をすること。(プロジェクター及び HDMI ケーブルは、会場に備えつけのものを使用する。)
- ・審査委員会において審査し、総得点の高い順に優先交渉者・次点者を選定し、提案者に通知する。ただし、最低基準点(総得点が満点の 60%)を超える者だけを交渉の対象とし、本プロポーザルの提案者が1 者のみであっても、最低基準点を超えていなければ選定しない。
- ・最高点の者が複数の場合は、技術提案書の得点が高い者を優先交渉者とする。
- ・委員会は非公開とする。

12. 失格

次のいずれかに該当すると市が判断した場合は、その提案者は失格とする。

- (1) 本実施要領で定めた提出方法、提出先等に適合しないとき。
- (2) 本実施要領で定めた条件及び様式に適合しないとき。
- (3) 提出書類に記載すべき事項が記載されていないとき。
- (4) 提出書類に虚偽の記載があったとき。
- (5) 提案書の提出から契約締結までの間に、うきは市から指名停止等の措置を受けることとなったとき。
- (6) 審査結果の影響を与えるような不正行為を行ったとき。
- (7) その他本実施要領に違反すると認められたとき。

13. 途中辞退

参加表明書提出者は、参加表明書の提出日から令和8年10月22日(木)までの間に辞退届(様式5)の提出により辞退することができる。

14. 契約

- (1) 受託優先交渉者決定後、市と提案者の内容を基に事業実施についての協議及び調整を行い、契約内容に関する調整が整ったときに契約する。
- (2) 契約内容に関する調整ができないとき又は契約の締結までに受託優先交渉者の参加資格の要件を欠いたとき、優先交渉者が辞退した場合は、市と審査結果次点の者から

順次同様の手続きを行う。

(3)契約手続きは、うきは市契約規則の定めによるものとする。

(4)選定された技術提案書の内容によっては、特記仕様書の一部を変更した上で契約を締結する場合がある。

15. その他

(1)提案に関して必要となる一切の経費は、全て提案者の負担とする。

(2)提出された書類等は返却しない。

(3)提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査に関する目的以外の使用及び提供は行わない。

(4)提出された書類等は、本プロポーザルに係る審査の目的の範囲で複写することがある。審査結果についての異議申立ては一切受け付けない。

(5)本業務を行うにあたっては、市と密接に連絡を取り合い、本実施要領に記載のない事項については、市の方の了承を受けた上で実施するものとする。

(6)本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、うきは市情報公開条例(平成17年3月20日条例第8条)に基づき、提出書類を開示する場合がある。

16. 担当部署(書類の提出先)

うきは市 水環境課

住所 〒839-1393 福岡県うきは市吉井町新治316番地

電話 0943-75-4983(直通)

FAX 0943-75-5509

Mail jyougesui@city.ukiha.lg.jp